

茨木市提案公募型公益活動支援事業補助要綱

(目的)

第1 この要綱は、市民等が自主的及び自発的に行う公益的な事業に対し、市が補助金を交付することにより、公益活動の活性化及び市民活動団体の支援を促進し、もって様々な地域課題の解決及び市民等と行政との協働体制の構築を図ることを目的とする。

(補助対象団体)

第2 補助の対象となる団体（以下「補助対象団体」という。）は、次の各号のいずれにも該当する団体とする。

(1) 主たる活動拠点を市内に有し、構成員の数が5人以上の団体であること。ただし、学生等連携事業に申請するものについては、次のア又はイのいずれかに該当するものであること。

ア 大学（学校教育法（昭和22年法律第26号）第83条に規定する大学、同法第99条第1項に規定する大学院及び同法第108条第2項及び第3項に規定する短期大学をいう。以下同じ。）の学生5人以上で構成する団体（以下「学生団体」という。）

イ 高等学校（学校教育法（昭和22年法律第26号）第50条に規定する高等学校をいう。以下同じ。）の生徒5人以上及び教員1人以上で構成する団体（以下「高校生団体」という。）

(2) 政治又は宗教的活動を目的としない団体であること。

(3) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する団体をいう。以下この号において同じ。）、暴力団の統制下にある団体又は暴力団の構成員の統制下にある団体でないこと。

(4) 定款、規約、会則等による運営がなされている団体であること。

(5) 学生等連携事業に申請する学生団体にあつては、当該事業の実施について主たる構成員が在学する大学の承認を得た学生団体であること。

(補助対象事業)

第3 補助の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、補助対象団体が実施する次の各号のいずれにも該当する別表補助対象事業の欄に掲げる事業とする。

(1) 地域の活性化又は社会及び地域の課題解決が図られるものであること。

(2) 国又は地方公共団体から補助金等の交付を受けていないこと。

(3) イベント等の実施にあつては、市内に在住し、在勤し、又は在学している者を主な対象とし、市内で実施する事業であること。

(補助対象経費)

第4 補助の対象経費は、補助対象事業に要する経費とする。ただし、交際費、慶弔費、食糧費等補助対象事業に直接関係しない経費を除く。

(補助金額)

第5 補助額は、補助対象経費の合計額に別表に定める補助率を乗じて得た額（その額が別表に定める上限額を超えるときは、当該上限額）とする。

2 前項の規定にかかわらず、補助対象事業の実施に伴う収入があるときは、補助対象経費の合計額から、当該事業の実施に伴い発生する収入の額を減じた額と前項の規定により算出した額とを比較して、いずれか少ない額（その額が別表に定める上限額を超えるときは、当該上限額）を補助額とする。

3 前2項の規定による補助額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。ただし、学生等連携事業についてはこの限りではない。

4 この要綱による1補助対象団体の実施する同一事業に対する補助の回数は、次の各号に掲げる事業の区分に応じ、当該各号に定める回数を限度とする。ただし、学生等連携事業についてはこの限りではない。

(1) テーマ設定型事業 3回

(2) 自由テーマ型事業 3回

(3) 連携型事業 1回

5 この要綱による同一年度における1補助対象団体に対する補助の回数は、1回を限度とする。

(募集)

第6 市長は、補助対象事業の募集に当たっては、事業の実施期間及び実施内容に関する条件、審査の方法及びその基準その他募集に関し必要な事項を定めた要領を作成し、公表するものとする。

(補助金の交付申請)

第7 補助金の交付を受けようとするものは、茨木市提案公募型公益活動支援事業補助金交付申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて指定された期日までに市長に申請しなければならない。

(1) 団体概要調書

(2) 事業計画書

(3) 収支予算書

(4) 団体の定款、規約、会則等の写し

(5) 前年度の活動実績がある場合にあつては、その決算書

(6) 団体の活動内容が分かる書類

(7) 学生等連携事業に申請する学生団体にあつては、当該事業の実施について主たる構成員が在学する大学の承認を確認できる書類

(8) その他市長が必要と認める書類

(補助金の交付決定)

第8 市長は、第7の規定による申請の内容を審査し、適当と認めたものについて予算の範囲内において補助金を決定し、申請者に対し茨木市提案公募型公益活動支援事業補助金交付決定通知書（様式第2号）により通知する。

2 前項の規定による審査により、補助金の不交付を決定したときは、申請者に対し、茨木市提案公募型公益活動支援事業補助金不交付決定通知書（様式第3号）により通知する。

3 市長は、第1項の規定による決定に当たり、茨木市附属機関設置条例（平成25年茨木市条例第5号）第2条の規定により設置された茨木市提案公募型公益活動支援事業評価委員会（以下この項、第9第3項及び第10第2項において「委員会」という。）の意見を聴くものとする。

（変更又は中止の申請）

第9 補助金の交付を申請したものは、補助金の交付決定通知後において、当該事業計画の内容を変更し、又は当該事業を中止しようとするときは、第7に準じて茨木市提案公募型公益活動支援事業補助金交付変更・中止承認申請書（様式第4号）を提出して市長の承認を受けなければならない。ただし、次の各号に掲げる軽微な変更については、この限りでない。

- (1) 事業の目的及び内容等の変更のうち、事業の基本的部分に関わらないもの
- (2) 経費の目的を実質的に変更するものでないもの

2 前項の規定による変更・中止承認申請があった場合、市長は第8に準じて決定の内容を変更し、茨木市提案公募型公益活動支援事業補助金変更・中止承認通知書（様式第5号）により申請者に通知する。

3 市長は、前項の変更に当たり、必要に応じて、委員会の意見を聴くものとする。

（実績報告）

第10 補助金の交付の決定を受けたものは、事業終了後、茨木市提案公募型公益活動支援事業補助金実績報告書（様式第6号）に次に掲げる書類を添えて指定された期日までに市長に提出しなければならない。

- (1) 事業報告書
- (2) 収支決算書
- (3) その他市長が必要と認める書類

2 市長は、前項の規定による実績報告があったときは、必要に応じて、当該申請団体に事業実績の報告を求め、委員会の意見を聴くことができる。

（補助金額の確定等）

第11 市長は、第10の実績報告書の提出があったときは、報告書の内容を審査するほか、必要に応じて現地調査等を行い、適当と認めたときは交付すべき補助金の額を確定し、茨木市提案公募型公益活動支援事業補助金確定通知書（様式第7号）により報告書を提出したものに通知する。

（補助金の交付請求）

第12 第11の補助金確定通知書を受けたものは、茨木市提案公募型公益活動支援事業補助金交付請求書（様式第8号）を市長に提出し、補助金の交付を請求しなければならない。ただし、概算払の必要があるときは、補助金の交付決定後、茨木市提案公募型

公益活動支援事業補助金概算払請求書（様式第9号）により、概算払の請求をすることができる。

（補助金の交付）

第13 市長は、第12の規定による補助金の交付請求を受け付けたときは、当該請求者に補助金を交付する。

（補助金の返還）

第14 第11の補助金確定通知書を受けたもののうち、第12ただし書の規定による概算払の請求により補助金の交付を受けたものは、既に交付を受けた概算額がその確定額を超過している場合は、指定された期日までに超過額を返還しなければならない。

（立入検査）

第15 市長は、補助金の執行の適正を期し、補助事業の円滑な推進を図るため、その職員に、補助対象の施設若しくは事務所に立ち入り、事業の状況若しくは帳簿、書類その他の物件を検査させ、又は関係者に質問若しくは必要な指示をさせることができる。

（帳簿等の整備）

第16 補助金の交付を受けたものは、当該補助事業に係る収入及び支出に関する帳簿並びに証拠書類を常に整備しておかなければならない。

2 補助金の交付を受けたものは、市長から前項の帳簿等の提出の指示があったときは、当該帳簿等を速やかに提出しなければならない。

（書類の保存）

第17 補助金の交付を受けたものは、当該補助事業の施行に関する書類及び帳簿等を、当該補助事業が終了した年度の翌年度から起算して5年間保存しなければならない。

（補助の取消し等）

第18 市長は、補助金の交付を受けるものあるいは受けたものが次の各号のいずれかに該当するときは、補助金を交付せず、若しくは減額し、又は全部若しくは一部を返還させることができる。

(1) この要綱に違反したとき。

(2) 虚偽その他不正な行為により補助を受け、又は受けようとしたとき。

(3) 市長の承認を受けずに事業を変更し、若しくは中止し、又は事業の遂行の見込みがないとき。

(4) 当該事業支出額が予算額に比べて減少したとき。

(5) その他市長が不相当と認めたとき。

（市長の指示）

第19 市長は、補助金の使用について、必要な指示をすることができる。

附 則

（実施期日）

- この要綱は、平成24年7月2日から実施する。
(補助金額)
- 新型コロナウイルス感染症による市民の不安やストレス緩和の一助とすることを目的に、市民活動団体等から、創意工夫した提案を募集するにあたり、令和2年度、3年度及び令和4年度に実施した「テーマ設定型事業」「自由テーマ型事業」の補助対象事業に係る補助金額は、別表の規定にかかわらず、次のとおりとする。

附則別表

補助対象事業		要件	補助率	上限額
区分				
テーマ設定型事業	人権・男女共同参画推進事業	人権意識の向上又は男女共同参画社会の実現に寄与するイベント等に関する事業	10分の10	200,000円
	スポーツ推進事業	市民の体力向上と親睦を深めるためのスポーツに関する事業	10分の10	200,000円
自由テーマ型事業		補助対象団体が自由な発想で提案する事業	10分の10	200,000円
連携型事業		補助対象団体が多様な主体と連携し提案する事業	10分の10	300,000円

- 令和4年度に限り、この要綱による補助（連携型事業に係るものに限る。）を受け、又は受けようとする団体における第5第5項の規定の適用については、同項中「1回」とあるのは「2回」とする。

附 則

(実施期日)

- この要綱は平成25年4月1日から実施する。
(準備行為)
- この要綱の実施前に準備行為として行ったこの要綱による改正後の茨木市提案公募型公益活動支援事業補助要綱（以下この項において「改正後の要綱」という。）第6に規定する補助対象事業の募集その他改正後の要綱を実施するために必要な準備行為は、改正後の要綱の相当規定によって行ったものとみなす。

附 則

(実施期日)

- この要綱は、平成26年4月1日から実施する。
(準備行為)
- この要綱の実施前に準備行為として行ったこの要綱による改正後の茨木市提案公募

型公益活動支援事業補助要綱（以下この項において「改正後の要綱」という。）第6に規定する補助対象事業の募集その他改正後の要綱を実施するために必要な準備行為は、改正後の要綱の相当規定によって行ったものとみなす。

附 則

この要綱は、平成26年8月1日から実施する。

附 則

（実施期日）

1 この要綱は、平成27年4月1日から実施する。

（準備行為）

2 この要綱の実施前に準備行為として行ったこの要綱による改正後の茨木市提案公募型公益活動支援事業補助要綱（以下この項において「改正後の要綱」という。）第6に規定する補助対象事業の募集その他改正後の要綱を実施するために必要な準備行為は、改正後の要綱の相当規定によって行ったものとみなす。

附 則

（実施期日）

1 この要綱は、平成28年4月1日から実施する。

（経過措置）

2 この要綱による改正後の茨木市提案公募型公益活動支援事業補助要綱の規定は、この要綱の実施の日以後の決定に係る補助金について適用し、同日前の決定に係る補助金については、なお従前の例による。

附 則

この要綱は、平成28年8月1日から実施する。

附 則

（実施期日）

1 この要綱は、平成29年4月1日から実施する。

（経過措置）

2 この要綱による改正後の茨木市提案公募型公益活動支援事業補助要綱の規定は、この要綱の実施の日以後の決定に係る補助金について適用し、同日前の決定に係る補助金については、なお従前の例による。

（準備行為）

3 この要綱の実施前に準備行為として行ったこの要綱による改正後の茨木市提案公募型公益活動支援事業補助要綱（以下この項において「改正後の要綱」という。）第6に規定する補助対象事業の募集その他改正後の要綱を実施するために必要な準備行為は、改正後の要綱の相当規定によって行ったものとみなす。

附 則

（実施期日）

1 この要綱は、平成30年4月1日から実施する。

(経過措置)

- 2 この要綱による改正後の茨木市提案公募型公益活動支援事業補助要綱の規定は、この要綱の実施の日以後の決定に係る補助金について適用し、同日前に決定した補助金と同一団体・同一内容の2回目、3回目に係る補助金については、なお従前の例による。

附 則

この要綱は、令和元年5月1日から実施する。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から実施する。

附 則

この要綱は、令和2年6月12日から実施する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から実施する。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から実施する。

附 則

この要綱は、令和4年4月22日から実施する。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から実施する。

別表（第3及び第5関係）

補助対象事業		補助率	上限額
区分	要件		
テーマ設定型事業	人権・男女共同参画推進事業	5分の4	100,000円
	スポーツ推進事業	市民の体力向上と親睦を深めるためのスポーツに関する事業	2分の1
自由テーマ型事業		初年度 (1回目) 5分の4	200,000円
		2年目 (2回目) 5分の3	150,000円
		3年目 (3回目) 5分の2	100,000円

連携型事業	補助対象団体が多様な主体と連携し提案する事業	10分の10	300,000円
学生等連携事業	学生及び生徒が地域の課題解決及び活性化に取り組む事業	学生団体 10分の10	200,000円
		高校生団体 10分の10	100,000円

様式第1号 (第7関係)

年 月 日

(申請先) 茨木市長

所在地
団体名
代表者名

茨木市提案公募型公益活動支援事業補助金交付申請書

茨木市提案公募型公益活動支援事業補助金について、次のとおり関係書類を添えて申請いたします。

事業の区分	1 テーマ設定型事業 () 2 自由テーマ型事業 3 連携型事業 4 学生等連携事業
提案する事業	
交付申請額	
提出書類	1 団体概要調書 2 事業計画書 3 収支予算書 4 前年度の活動実績がある場合にあつては、その決算書 5 団体の定款、規約、会則等の写し 6 団体の活動内容が分かるもの (総会資料、パンフレット、ちらし等) 7 学生等連携事業に申請する学生団体にあつては、当該事業の実施について主たる構成員が在学する大学の承認を確認できる書類 8 その他 () (連携型事業については、5、6は申請団体及び連携先、両方の提出が必要)

様式第2号 (第8関係)

茨木市指令 第 号

所在地
団体名
代表者名 様

茨木市提案公募型公益活動支援事業補助金交付決定通知書

年 月 日付け申請の茨木市提案公募型公益活動支援事業補助金は、
次の条件を付けて、金 円を交付します。

条 件

年 月 日

茨 木 市 長

印

様式第3号 (第8関係)

茨木市指令 第 号

所在地
団体名
代表者名

様

茨木市提案公募型公益活動支援事業補助金不交付決定通知書

年 月 日付け申請の茨木市提案公募型公益活動支援事業補助金については、次の理由により不交付とします。

不交付の理由

年 月 日

茨 木 市 長

印

様式第4号（第9関係）

年 月 日

（申請先）茨木市長

所在地
団体名
代表者名

茨木市提案公募型公益活動支援事業補助金交付変更・中止承認申請書

年 月 日付け茨木市指令 第 号に係る茨木市提案公募型公益活動支援事業補助金について、次のとおり変更・中止したいので申請いたします。

- 1 補助対象事業
- 2 変更内容
- 3 変更・中止理由
- 4 変更・中止前交付決定額
- 5 変更・中止後交付申請額
- 6 差引増減額

様式第5号 (第9関係)

茨木市指令 第 号

所在地
団体名
代表者名

様

茨木市提案公募型公益活動支援事業補助金変更・中止承認通知書

年 月 日付け茨木市指令 第 号で交付決定した茨木市提案
公募型公益活動支援事業補助金は、次の条件を付けて変更・中止承認します。

条 件

交付決定額	円
変更・中止増減額	円
変更・中止交付決定額	円

年 月 日

茨 木 市 長

印

様式第6号（第10関係）

年 月 日

（申請先）茨木市長

所在地
団体名
代表者名

茨木市提案公募型公益活動支援事業補助金実績報告書

年 月 日付け茨木市指令 第 号で交付決定通知を受けた事業が完了したので、次のとおり報告します。

- 1 補助対象事業
- 2 補助金交付決定額
- 3 補助金精算額
- 4 補助事業の成果
- 5 添付書類

様式第7号 (第11関係)

茨木市指令 第 号

所在地
団体名
代表者名 様

茨木市提案公募型公益活動支援事業補助金確定通知書

年 月 日付け茨木市提案公募型公益活動支援事業補助金実績報告書を審査の結果、事業補助金を次のとおり確定します。

- 1 補助金交付決定額
- 2 補助金確定額
- 3 補助金差引額

年 月 日

茨 木 市 長

印

様式第8号（第12関係）

年 月 日

（請求先）茨木市長

所在地
団体名
代表者名

㊞

茨木市提案公募型公益活動支援事業補助金交付請求書

年 月 日付け茨木市指令 第 号で確定通知のあった茨木市提案公募型公益活動支援事業補助金を次のとおり請求します。

- 1 補助対象事業
- 2 金額

様式第9号（第12関係）

年 月 日

（請求先）茨木市長

所在地
団体名
代表者名

㊞

茨木市提案公募型公益活動支援事業補助金概算払請求書

年 月 日付け茨木市指令 第 号で交付決定通知のあった事業補助金を次のとおり請求します。

- 1 補助対象事業
- 2 補助金交付決定額
- 3 補助金概算払請求額
- 4 概算払いを必要とする理由